仕様書

1 業務名

西区役所及び西区役所分庁舎清掃業務

2 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

- 3 対象施設の概要
 - (1) 所在地 札幌市西区琴似 2 条 7 丁目
 - (2) 竣工年月日 西区役所 昭和47年3月1日 西区役所分庁舎 昭和34年11月
 - (3) 規模

地上4階

- (4) 清掃対象延床面積
 - 4,076㎡ (西区役所3,762㎡+西区役所分庁舎314㎡)
 - ※上記面積は建物内部の面積である。

清掃対象となる建物外部の面積については、別紙1及び2を参照すること。

(5) 職員数

約345名

- (6) 1日当たりの平均来庁者数 約700名
- (7) 開庁時間

午前8時45分から午後5時15分まで

(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)(以下「休日等」という。)を除く。)

(8) ごみの年間排出量(令和5年度実績)

- ア 一般ごみ 16.90㎡
- イ 資源化ごみ 144.24㎡
- ウ 瓶・缶・ペットボトル 43.42 m³

4 業務仕様

- (1) 本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書(令和5年版)」(以下「共通仕様書」という。)による。
- (2) 本仕様書及び共通仕様書に記載されていない事項は、委託者と協議する。

5 業務内容【IV 1.1.4】【IV 2.1.1】~【IV 3.4.6】

- (1) 日常清掃、日常巡回清掃 別紙1に基づき実施する。
- (2) 定期清掃別紙 2 に基づき実施する。
- (3) 湯呑茶碗洗浄 別紙3に基づき実施する。
- (4) 臨時清掃及び雑役 別紙1に基づき実施する。

Sを携帯すること。

- (5) その他 午前8時45分から午後5時15分までは、連絡用として清掃員控室のPH
- 6 作業実施日時【I 1.3.3】【IV 1.1.3】【IV 1.1.6】
 - (1) 日常清掃、日常巡回清掃(区役所·分庁舎共通)

休日等を除く毎日、原則として次の時間帯において実施する。ただし、 やむを得ない理由がある場合には、委託者の承諾を得て、午後10時まで作 業時間を延長することができる。

ア 事務室

午前6時45分から午前8時15分まで又は午後5時15分から午後8時00 分まで(以下「閉庁時間」という。)に行うこと。

イ 会議室

開庁時間に行う。ただし、利用者がいる時間帯は作業を行わないこととし、開庁時間に清掃を行えなかった場合は、閉庁時間に清掃を行い、別紙1に定める作業回数を維持すること。

ウその他

開庁時間に行う。なお、日常巡回清掃の対象個所については、日常清掃を午前、日常巡回清掃を午後1時以降に行うこと。

(2) 定期清掃

来庁者及び職員の執務に影響を及ぼさない作業については開庁時間内と し、その他については原則として休日等に行う。

作業の具体的な実施日時は、委託者と協議して定める。

(3) 湯吞茶碗洗浄

休日等を除く毎日、原則として午後5時15分以降に作業を開始し、洗浄 後の湯呑茶碗等は、翌日午前8時30分までに所定の場所に収納する。

(4) 臨時清掃及び雑役

休日等を除く毎日、委託者が指示したときに行う(1日あたり合計1時間程度の作業を見込む)。

7 業務責任者の選任【 I 1.3.2】

業務責任者については、業務従事者の中から1名を選任する。

8 服装等【I 1.4.3】

- (1) 業務従事者は常に清潔な制服を着用する。
- (2) 業務従事者は胸部に名札を着けて業務を行う。

(3) 業務従事者は身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合には提示する。

9 負担の範囲【I 1.1.3】【IV 1.1.2】【IV 1.1.5】

- (1) 受託者の負担 清掃に必要な資機材、洗剤、ごみ袋等
- (2) 委託者の負担

衛生消耗品(水石鹸、トイレットペーパー)、茶碗用洗剤、消毒用アルコール類、PHS

10 守秘義務

受託者は、履行期間中のみならず、履行期間満了後であっても、本業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

業務従事者も同様であり、受託者は、業務従事者に対する指導・監督等の必要な措置を講じなければならず、業務従事者が秘密を他人に漏らした場合の責任を負う。

11 安全管理

- (1) 受託者は、業務の実施にあたっては、委託者及び業務従事者、第三者に対する事故の防止に十分注意するとともに、事故に対する一切の責任を負う。なお、事故が発生した場合には、直ちに委託者に報告する。
- (2) 業務の実施にあたって、備品及び設備等を破損し、又は破損箇所を発見したときは、直ちに委託者に連絡のうえ、適切な処置をとる。

12 苦情処理体制

受託者は、当該業務の履行に係る苦情等に対して、迅速かつ円滑な対応が 行えるよう、指揮命令系統、連絡体制及び対応方法を、委託者と協議のうえ、 業務の履行開始前までに定めておく。

また、苦情の内容やその対応などを記録した苦情処理記録簿(様式任意) を整備し、必要に応じて委託者に提出する。

13 業務関係図書

(1) 作業計画書(様式任意) 【 I 1.2.2】

受託者は、業務の履行開始日の前日までに、日常清掃及び定期清掃についての「作業計画書」を提出し、委託者の承諾を得る。内容の変更が必要になった場合は、速やかに委託者の承諾を得て行う。

ここでいう作業計画書とは、業務従事者と清掃資機材を効果的に配置するために作成するもので、対象となる作業について、いつ、誰が、どの場所を、どのような方法で行うかを示した作業の工程表のことである。

作業計画書には、建築物の用途や建築資材、劣化状況等を考慮したうえで、作業対象(場所、作業概要、作業回数)、作業時間、業務従事者(人数等)を記載する。

なお、計画書の作成にあたっては、他業種との関連を考慮するとともに、 電話、電気等の機器に支障を与えないよう十分注意する。

(2) 定期清掃実施計画書(様式任意)【I 1.2.2】

受託者は、定期清掃を実施する日の30日前までに、「定期清掃実施計画書」を提出し、委託者の承諾を得る。

(3) 作業手順書(様式任意)

受託者は、業務の履行開始日の前日までに、日常清掃及び定期清掃についての「作業手順書」を提出し、委託者の承諾を得る。内容の変更が必要になった場合は、速やかに委託者の承諾を得て行う。

ここでいう作業手順書とは、誰でも統一的な方法により清掃が行われ、 かつ、一定の良好な方法を担保できるよう作成されるもので、対象となる 場所について、どの資機材を使用し、どのような方法で行うのかを示した 業務従事者の作業マニュアルのことである。

作業手順書には、作業項目、作業手順・作業内容、作業回数、使用清掃 資機材の種類及び数量、注意事項、最終点検について記載する。

(4) 業務報告書【I 1.1.5】【I 1.2.4】【I 1.4.7】【IV 1.1.9】

ア 日常清掃作業日誌 (様式任意)

受託者は、毎日実施した作業状況について、作業日誌に記載し、翌開

庁日の午前9時までに、委託者に提出する。

イ 定期清掃実施報告書(様式任意)

受託者は、定期清掃実施計画書に基づき実施した定期清掃について、 翌月10日までに、実施報告書を作成して委託者に提出し、委託者の検査 を受けて合格しなければならない。

この検査が不合格の場合には、再度作業を実施しなければならない。その場合の実施日は、委託者と協議して決定する。

14 労働社会保険諸法令遵守状況確認用書面等

- (1) 受託者は、次に掲げる書面を、指定する期日までに提出すること。なお、各書面の様式及び記載要領は委託者が別に定める。
 - ア 労働社会保険諸法令遵守状況確認用書面
 - (ア) 業務従事者名簿及び業務従事者配置計画書

業務対象施設に日常的に従事(常駐)する労働者(以下「労働者」という。)の把握とともに、労働者の配置計画及び社会保険加入義務を確認するため、「業務従事者名簿」及び「業務従事者配置計画書」を、業務の履行開始日の前日までに提出すること。また、労働者が変更となる場合には、その都度、「業務従事者名簿」を、変更後の労働者が従事する日の前日までに提出すること。

(イ) 業務従事者健康診断受診等状況報告書

労働者(上記(ア)の「業務従事者名簿」により報告のあった労働者)の健康診断受診等状況を確認するため、「業務従事者健康診断受診等状況報告書」を、当該報告事項確定後から履行期間終了日までの間に提出すること。

(ウ) 業務従事者支給賃金状況報告書

労働者の支給賃金状況を確認するため、年1回、委託者が指定する 期日までに、「業務従事者支給賃金状況報告書」を提出すること。

イ 業務費内訳書、業務従事者賃金支給計画書及び社会保険料事業主負担 分調書

契約金額に対する積算根拠(積算内訳)として、契約締結後直ちに、

「業務費内訳書」、「業務従事者賃金支給計画書」及び「社会保険料事業主負担分調書」を記載要領に沿って作成し提出すること。

(2) 上記(1)の書面での確認において疑義が生じた場合にあっては、受託者は、 上記(1)の書面のほか、契約約款第16条第2項の規定に基づき、受託者が保 管する雇用契約書、賃金台帳、出勤簿その他の労務管理に係る書類を、委 託者が指定する期日及び場所において、委託者が確認できる状態にするこ と。

15 環境への配慮【 I 1.4.8】【 IV 1.1.13】

(1) 業務に使用する洗剤、床維持材(ワックス)、剥離剤等は、有害な揮発性有機化合物(VOC)等を含まないもので、適正かつ環境に配慮したものを使用し、極力節約に努める。また、業務履行開始日の前日までに「使用材料計画書」(様式任意)に成分分析表を添付して提出し、委託者の承諾を受けてから使用することとし、使用する洗剤等を変更する場合も同様とする。

委託者がその性能上やむを得ないと判断したVOC等の含有材料であっても、 極力放散の少ないものを使用し、有効な換気対策を行い使用する。

なお、承諾を受けて使用中の洗剤等であっても、委託者が使用中止ある いは変更の必要があると判断した場合は、その指示に従う。

- (2) 本市の環境マネジメントシステムに準じ、下記のとおり環境負荷低減に 努める。
 - ア電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努める。
 - イごみ減量及びリサイクルに努める。
 - ウ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らす よう努める。
 - エ 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力 ガイドライン指定品を使用する。

16 業務の引継ぎ

(1) 受託者は、委託者の指示があった場合には、履行開始に先立ち、従前の

受託者から実地による実務的な引継ぎを受ける。

- (2) 受託者は、委託者の指示があった場合には、履行終了日の20日前までに、受託者が業務を行った際に作成した業務に必要な手順・方法等を記載した資料を委託者に提出する。
- (3) 受託者は、委託者の指示があった場合には、履行終了に先立ち、上記(2) の資料等によるほか、新規の受託者に対し実地による実務的な引継ぎを行う。
- (4) 業務引継ぎの詳細・実施期間等については、委託者と協議して定める。
- (5) 引継ぎに係る費用は受託者の負担とする。

17 一般的注意事項

- (1) 区役所分庁舎は職員不在時においては無人化対策(セキュリティーシステム)を講じていることから、区役所警備室にて保管している解錠カードにより入庁することとし、当該システムの操作については細心の注意を払うこと。また、貸与・返却時は警備室の鍵貸出簿に記入を行うこと。
- (2) 作業の実施にあたっては、電話、電気等の設備に支障を与えることのないよう、十分注意すること。
- (3) 清掃員控室のPHSは業務上必要な連絡時にのみ使用し、私的流用は厳に慎むこと。
- (3) 事務室等で特殊な業務を行っている箇所については、必ず委託者の立会 い又は指示を受けて作業を実施する。
- (4) 常に庁舎の清潔を維持する責任ある作業に努めるとともに、委託者から 要求があったときは、作業終了時の立会い検査に応じること。

この場合、要求があれば作業の補正を実施すること。

- (5) 作業の実施にあたり、疑義が生じたときは、必ず委託者の指示を受け実施すること。
- (6) 作業終了に際しては、椅子、屑入れ等を所定の場所に戻す。
- (7) 盗難、火災の発生に注意し、作業終了の際は、施錠及び火気処理を確認するとともに、不用灯を消灯する。
- (8) 拾得物は、直ちに委託者に届け出る。

(9) 対象施設の館内規則を遵守する。

18 利用可能な居室等【 I 2.1.1】

- (1) 対象居室等
 - ア 清掃員控室(別図のとおり。) 付帯設備、什器、ロッカーを含む。
 - イ 清掃用具庫
- (2) 利用にあたっての注意点
 - ア業務に関係のない者をみだりに入室させない。
 - イ 常に整理整頓を行い、清潔を保つ。

19 発注担当

西区市民部総務企画課庶務係 (011-641-6921) 札幌市西区琴似 2 条 7 丁目 西区役所 4 階

日常清掃作業内容(西区役所) 対象面積2,000㎡~5,000㎡の歩掛適用

別紙1

区分	項目	作業内容	対象規模		作業回数	作業日数
		11 / 17	7.1 250,796	1.	(回/日)	(日)
玄関ホール	硬質床	除塵及び部分水拭き	20	m²	1.0	242
II	床以外	フロアマット除塵、扉ガラス部分拭き、什器備品 除塵、ごみ収集及び金属部分除塵	20	m²	1.0	242
"	日常巡回清掃	床部分水拭き、ごみ収集、フロアマット除塵	20	m²	1.0	242
廊下・ロビー	弾性・硬質床	除塵及び部分水拭き	827	m²	1.0	242
"	床以外	ごみ収集	827	m²	1.0	242
JJ.	日常巡回清掃	ごみ収集、床部分水拭き又は除塵	827	m²	1.0	242
階段	弾性・硬質床	除塵及び部分水拭き	144	m²	0. 5	121
"	床以外	手摺拭き	144	m²	1.0	242
トイレ	硬質床	除塵及び全面水拭き	108	m²	1.0	242
n,	床以外	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄(大便器(洋)14、大便器(和)7、小便器16、オストメイト1)、衛生消耗品補充、汚物収集	108	m²	1. 0	242
n .	日常巡回清掃	床部分水拭き、洗面台拭き、鏡拭き及び衛生陶器 洗浄(大便器(洋)14、大便器(和)7、小便器16、 オストメイト1)、ごみ収集、衛生消耗品補充、 汚物収集	108	m²	1.0	242
湯沸室	弾性床	除塵及び全面水拭き	16	m²	1.0	242
"	床以外	流し台洗浄及び厨芥収集	16	m²	1.0	242
"	日常巡回清掃	床部分水拭き	16	m²	1.0	242
エレベーター	フロアマット	除塵	1	台	1.0	242
"	床以外	壁・扉・操作盤部分拭き、及び扉溝除塵	1	台	1.0	242
事務室・会議室等	弾性床	除塵及び部分水拭き ※事務室は勤務時間外に実施	1, 665	m²	0. 5	121
II.	繊維床	除塵 ※事務室は勤務時間外に実施	982	m²	0. 5	121
"	床以外	ごみ収集(執務時間外)※会議室、更衣室、休憩 室の計480㎡除く	2, 167	m²	1. 0	242
建物内部全体		中継所から集積所までのごみ運搬・分別・梱包	3, 762	m²	1.0	242

[※]別紙 $1 \cdot 2$ の「対象規模」欄に記載している面積は、原則として「床面積」である。ただし、「窓ガラス」の洗浄

⁽両面)については窓ガラスの「片面の面積」を記載している。 ※別紙1中、「作業回数(回/日)」欄に「0.5」とある作業は2日に1回の周期で行うものとする。 ※別紙1中、「作業内容」に水拭きとある区分の一部は、水の代わりに委託者が支給する消毒用アルコール類で拭く。具体的な作業箇所については、委託者と協議する。

日常清掃作業内容(西区役所分庁舎) 対象面積1,000㎡以下の歩掛適用

区分	項目	作業内容	対象規模	_#	作業回数	作業日数
	75 F	A	A) 家/妃(英		(回/日)	(日)
廊下・ロビー	弾性・硬質床	除塵及び部分水拭き	61	m²	0. 5	121
階段	弾性・硬質床	除塵及び部分水拭き	45	m²	0. 5	121
"	床以外	手摺拭き	45	m²	0. 5	121
トイレ	硬質床	除塵及び全面水拭き	29	m²	1. 0	242
"	床以外	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄(大便器(洋)3、大便器(和)2、小便器3)、衛生消耗品補充、汚物収集	29	m²	1. 0	242
事務室・会議室等	弾性床	除塵及び部分水拭き ※事務室は勤務時間外に実施	145	m²	0. 5	121
"	床以外	ごみ収集 ※事務室は勤務時間外に実施	145	m²	1. 0	242
建物内部全体		中継所から集積所までのごみ運搬・分別・梱包	280	m²	1. 0	242

日常清掃作業内容(建物外部)

区分	項	目	作	業	内	容	対象規模		作業回数 (回/日)	作業日数 (日)
玄関周り(外音)		除塵、水拭き				354	m²	1.0	242
構内外周	玄関周り)以外	拾い掃き				1, 138	m²	1.0	242

日常清掃作業内容(清掃面積全体)

区 分	項	目	作 業 内 容	対象規模	作業回数 (回/日)	作業日数 (日)
清掃面積全体	臨時清掃		8:45~17:15において行なう区分別作業内容以外の臨時清掃、及び雑役(散水、除草、軽易な除雪、構内整理、不要な照明の消灯、手指消毒液の補充等)への対応 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く毎日、1時間程度を想定する。	5, 534 m²	随時	242

定期清掃作業内容(西区役所及び西区役所分庁舎、建物外部)

別紙2

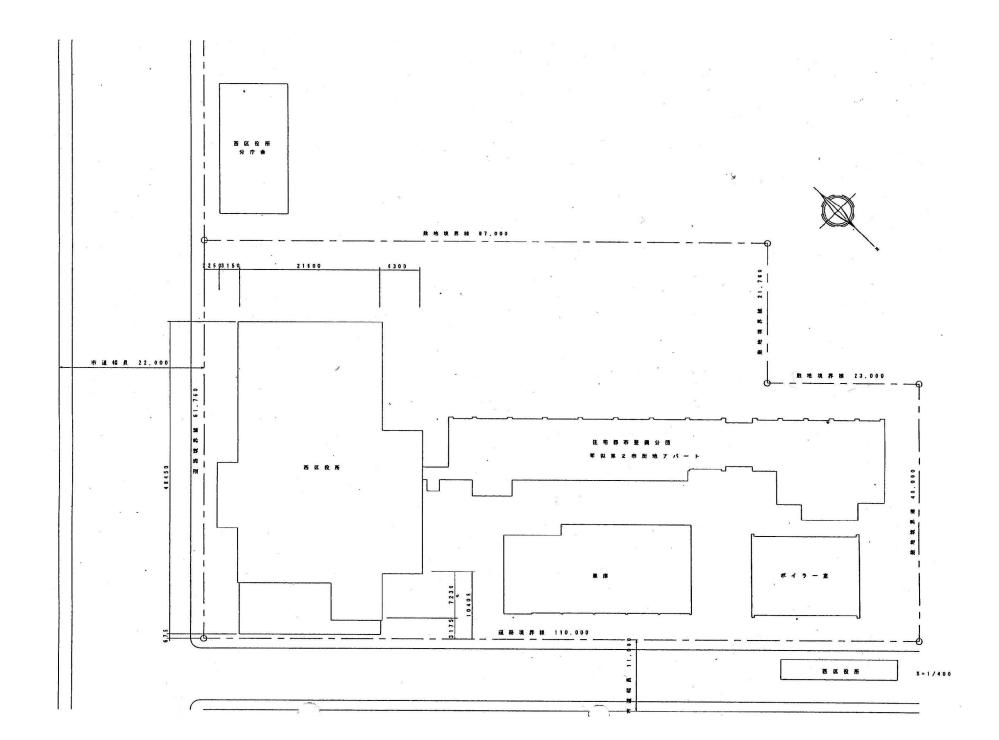
区分	項目	作 業 内 容	対象規	模	作業回数	備考
玄関ホール	硬質床	表面洗浄又は一般床洗浄	20	m^2	2	
"	床以外	天井・壁塵払い、壁面清掃等	20	m^2	2	
廊下・ロビー	弾性・硬質床	表面洗浄又は一般床洗浄	888	m^2	2	
"	床以外	天井・壁塵払い、壁面清掃等	888	m²	2	
階段	弾性・硬質床	表面洗浄又は一般床洗浄	189	m^2	2	
"	床以外	天井・壁塵払い、壁面清掃等	189	m²	2	
トイレ	硬質床	表面洗浄又は一般床洗浄	137	m²	2	
JJ.	床以外	天井・壁塵払い、壁面清掃等	137	m²	2	
湯沸室	弾性床	表面洗浄	16	m²	2	
"	床以外	天井・壁塵払い、壁面清掃等	16	m²	2	
エレベーター	フロアマット	洗浄	1	台	2	
"	床以外	天井・壁塵払い、壁面清掃等	1	台	2	
事務室・会議室等	弾性床	表面洗浄 ※分庁舎3階会議室(34㎡)については、日常清掃 は行わず、床の定期清掃のみ行う。	1,844	m²	2	
"	繊維床	洗浄(全面クリーニング)	982	m²	1	
"	床以外	天井・壁塵払い、壁面清掃等	2, 792	m²	2	
窓ガラス	仮設足場不要	洗浄 (両面)	759	m²	1	ガラス周りのサッシ拭 き含む。
照明器具	蛍光灯, LED, カバー無	管球・反射板拭き	648	個	1	蛍光灯51個、LED597個
"	蛍光灯, LED, カバー有	管球・反射板・カバー拭き	26	個	1	蛍光灯4個、LED22個
"	ダウンライト(LED)	管球・反射板拭き	14	個	1	
吹出・吸込口類	500×500程度	拭き	132	個	1	
線状吹出口	1,300L程度	拭き	14	個	1	
玄関周り(外部)		洗浄	354	m²	2	
構内外周	玄関周り以外	側溝清掃、拾い掃き	1, 138	m²	2	日常清掃の玄関周り除 塵・水拭きと同程度と
屋上・ベランダ等		ルーフドレン周りの洗浄、拾い掃き	1, 517	m²		座・水気さど向性及と みなす。

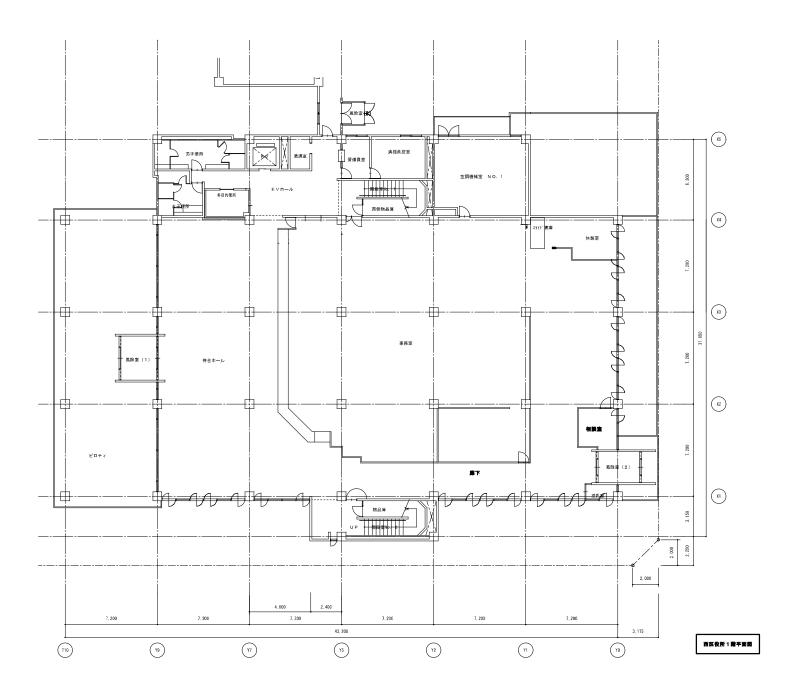
※年2回行う定期清掃は、7月及び1月に実施予定(なお、玄関周り、構内外周及び屋上・ベランダ等の定期清掃については7月及び11月に実施予定)。

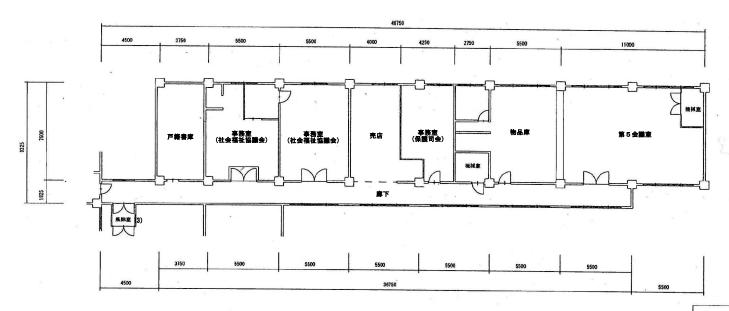
茶碗洗浄業務内容(西区役所及び西区役所分庁舎)

別紙3

作 業 内 容	対象規模	作業回数 (回/日)	作業日数 (日)
茶碗洗浄作業にあたっては、下記の事項に従って業務を実施し、常に良好な衛生 状態を保つよう十分注意すること。	100 個	1.0	242
(1)作業に従事する者は、所定の制服を着用し、作業開始前に手を消毒しなければならない。			
(2)各事務室等の茶碗等を回収し、適正洗剤で洗浄し、水洗いし、熱湯で消毒する。			
(3)毎日、清潔維持のため、ラック、洗い桶、布巾、急須、茶こぼし、盆、茶がら入れ、ポット等を洗浄し、茶棚、ワゴン等の清掃を行う。			
(4)洗浄終了後の茶碗等は、各事務室へ運搬し、午前8時30分までに所定の場所に収納する。			
(5)使用済の布巾は、2ヵ月ごとに全部を更新する。			
(6) 火気等を使用した場合は、ガスの元栓を閉め、火の取扱いには十分注意する。			
(7)その他、当該業務を実施するため、必要とする業務。			

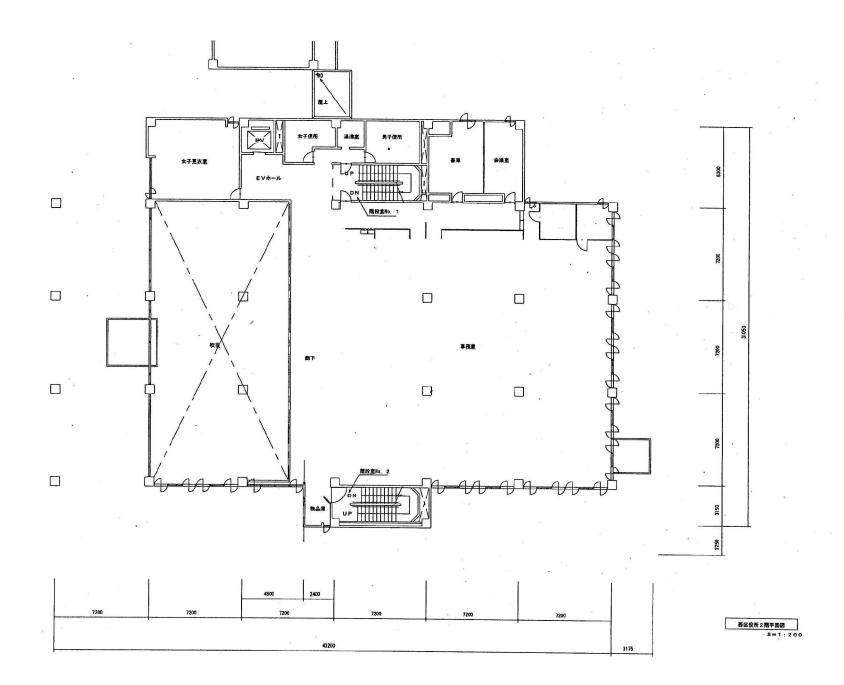


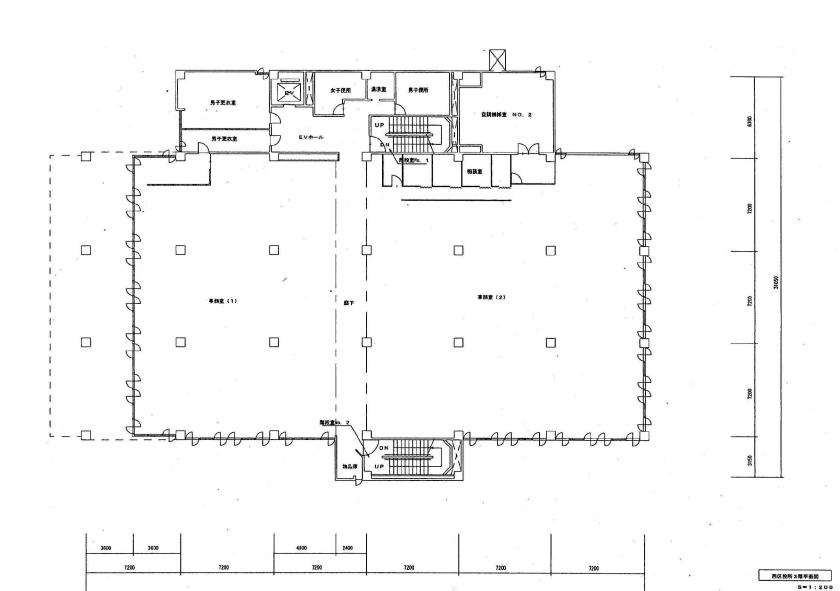


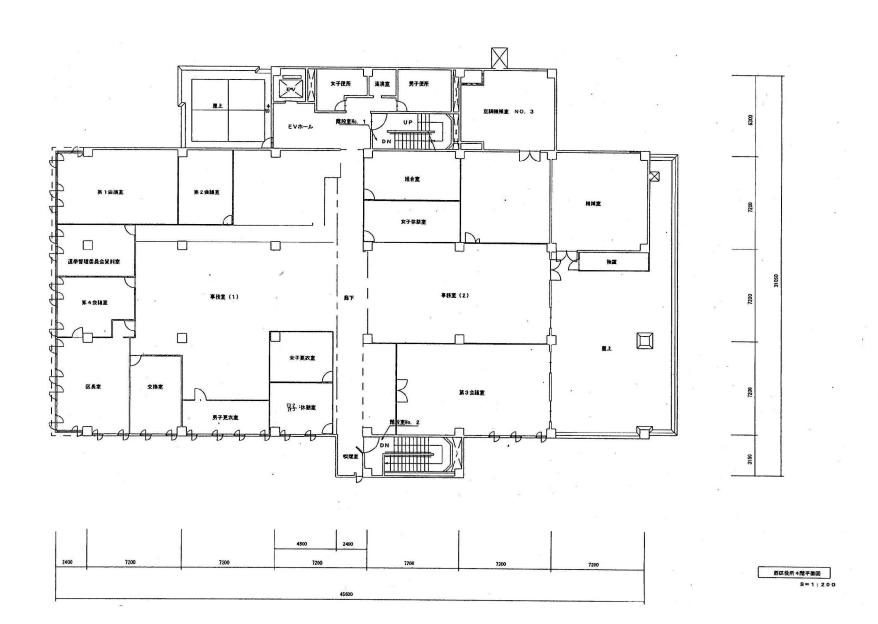


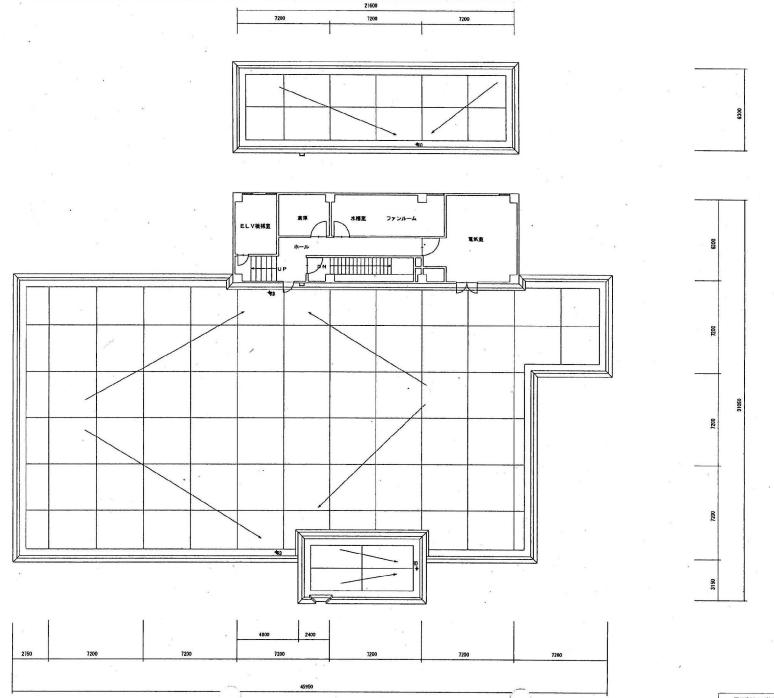
1階平面図

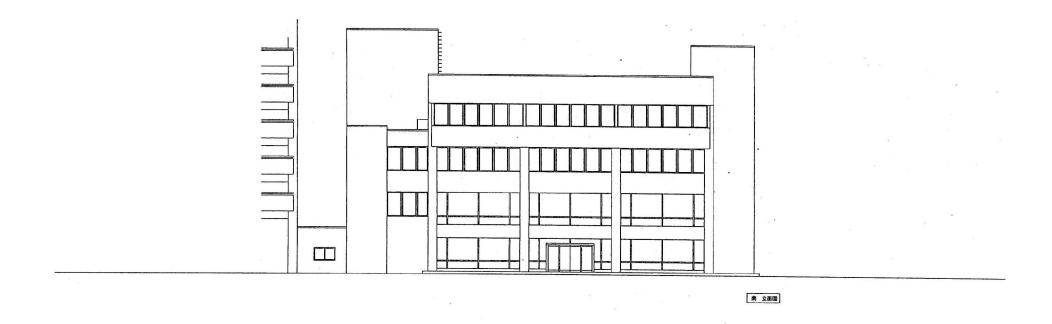
S=1/400

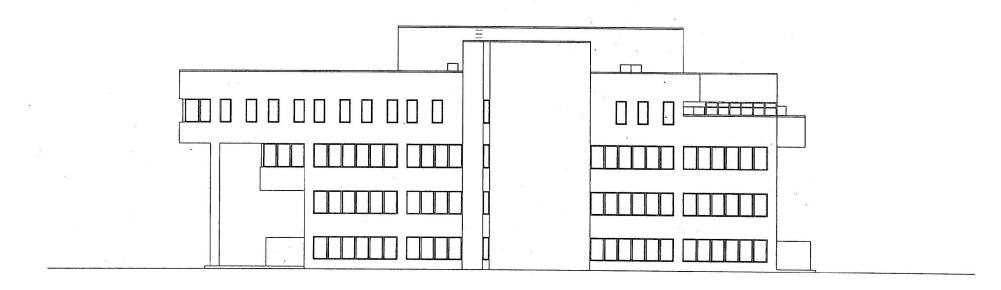




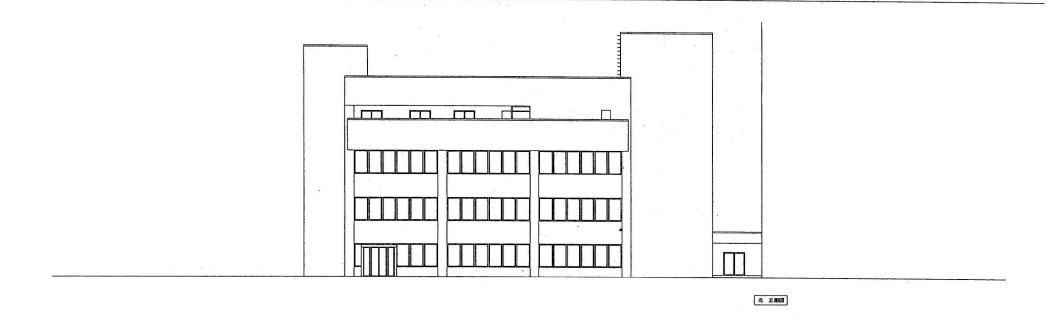


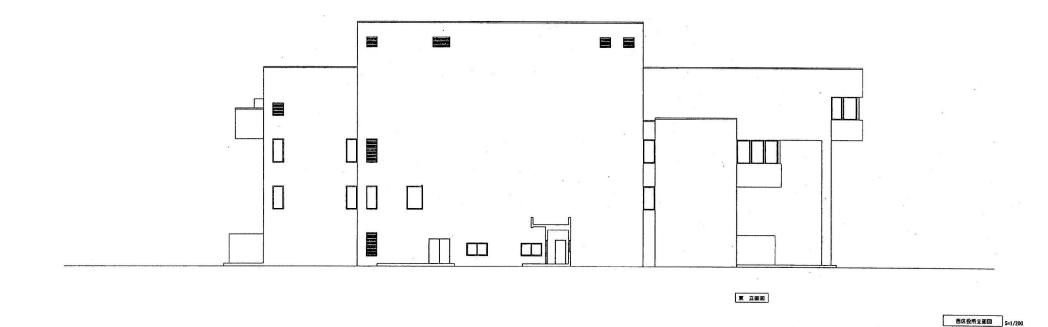


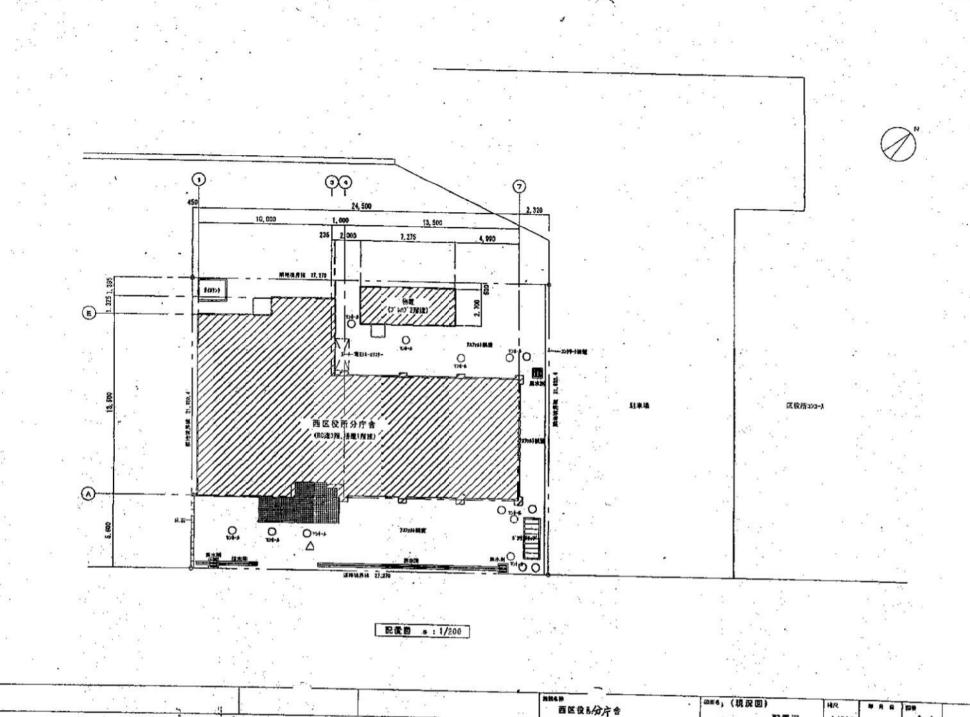




西 立面間







1/200

